

危第252号
令和3年9月9日

カラオケを行う設備を有する飲食店経営者 各位

徳島県危機管理環境部危機管理政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うカラオケ設備の利用自粛について（依頼）

各飲食店経営者の皆様におかれましては、本県のコロナ対策、特に飲食店に対する「営業時間短縮要請」に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「デルタ株」による感染拡大の「第5波」は、9月6日には、全国の新規感染者数が「8,227人」と約1ヶ月ぶりに「1万人」を割るなど減少傾向を見せているものの、「重症者数」は、高止まりとなっているなど、依然予断を許さない状況です。

このような中、本日9月9日、政府対策本部において「緊急事態宣言」の9月30日までの延長等が決定されました。

本県においては、お盆前後の帰省等に伴う大幅な人流増加と、それに伴う「デルタ株」への置き換わりの急速な進行により、感染が再び急拡大したことから、「とくしまアラート」を本県初となる「ステージⅣ・特定警戒」に移行するとともに、9月12日までの「第5波・警戒強化期間」についても、「第5波・最大警戒期間」へと引き上げ、「デルタ株」の県外からの流入による感染拡大を防止する対策等に取り組んでいるところですが、今後、9月後半には「行楽シーズン」を控えており、また多くの大学では夏休みが続いていることなど、本県への「再度の人流増加」も懸念されることから、本日、県対策本部において、飲食店に対する「営業時間短縮要請」とともに、「第5波・最大警戒期間」を9月30日（木）まで延長することといたしました。

つきましては、度重なるお願いとなり、大変恐縮ですが、貴店舗におかれましては、引き続きの営業時間短縮、及びカラオケを行う設備を提供している場合、9月30日までの間、当該設備の利用を控えていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、このたびの依頼は、スナック、カラオケ喫茶等におけるオープンスペースでの設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックスにおける利用自粛は想定しておりません。

担当者 徳島県 危機管理環境部 危機管理政策課 危機管理担当 電 話 088-621-2708 電子メール kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp
